平成２２年（フ）第２７８号
大阪府羽曳野市羽曳が丘４丁目７番６号
債務者　齋藤　正一
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２８１号
堺市西区草部97番地　堺あすなろ会、前住所堺市中区福田541番地　福田荘２Ｆ５号
債務者　金田　和治
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２８５号
大阪府羽曳野市羽曳が丘西３丁目２番34号
債務者　神馬　重子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３２７号
大阪府柏原市国分東条町11―１、住民票上の住所大阪府羽曳野市川向173番地の11
債務者　乾　　一義
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３４０号
堺市東区草尾610番地１　パークレジデンス北野田302号、前住所堺市東区高松227番地２　シティパーク北野田416号
債務者　高島　幾子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３４２号
堺市北区大豆塚町１丁73番地
債務者　平尾　千秋
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３４５号
大阪府羽曳野市はびきの２丁目２番18号、前住所大阪府藤井寺市国府１丁目７番11号
債務者　平岡　英保
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４号
香川県三豊市山本町辻906番地４
債務者　塩崎　良一
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第２０４号
熊本県菊池郡大津町大字大津2246番地２　リバティヒルズＡ101
債務者　西山紀代美
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２１５号
熊本県菊池郡大津町大字杉水2603番地
債務者　野田　里美
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１０号
北海道岩見沢市志文町1183番地10　コーポみゆき203号室、申立時の住所北海道岩見沢市志文町1180番地48　アーバンハイツ№.６―202号
債務者　今井　由美（旧姓森・高橋）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１号
北海道夕張市清水沢２丁目62番地
債務者　佐藤　真紀
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第２号
北海道夕張市清水沢２丁目62番地
債務者　佐藤　新也
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第３号
北海道夕張市清水沢２丁目62番地
債務者　佐藤　真美
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第４号
北海道夕張市清水沢２丁目62番地
債務者　佐藤　摩耶
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第３５号
北海道美唄市西２条北２丁目４番25―101号
債務者　鈴木　一夫
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第４５号
北海道美唄市東４条南６丁目５番１―306号
債務者　落合　則夫
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部